

## よくあるお問い合わせ（難病指定医）

Q 1) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、申請手続きはどのように行えばよいか。

A 1) 専門医資格による指定医として新規申請が必要となり、指定医番号も変わります。有効期間は新たな指定日から5年間です。

（現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、そのまま現在の指定医番号をお使いいただき、**更新申請時に専門医に切り替える**という方法もあります。）

Q 2) 専門医資格を有する医師として指定医の指定通知書をもらいましたが、専門医資格の有効期限が切れてしまい、専門医資格の取得予定はありません。この場合はどうしたらよいでしょうか。

A 2) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけます。ただし、更新に際しては、知事又は市長が行う指定医研修を受講し、修了証書(写)を添付して申請する必要があります。

Q 3) 指定医が札幌市外へ転出した場合の取扱いについて教えてください。

A 3) 札幌市外へ転出する場合は札幌市に変更の届出を提出し、変更後の都道府県等に申請を行います。

詳細は転出先の都道府県等へお問い合わせください。

Q 4) 指定医が札幌市内に転入した場合の取扱いについて教えてください。

A 4) 札幌市外から転入してきた場合、変更前の都道府県等に変更の届出（若しくは辞退の届出）を行ったうえ、札幌市へは新規申請が必要となります。

（新規申請と更新申請を同時に行うことも可能です。その場合は更新申請に必要な書類に前回の指定通知書の添付が必要です。）

Q 5) 指定医の更新に係る研修は、どの時点で受講すればよいですか。

A 5) 更新申請には「研修修了証書(写)」の添付が必要です。更新申請前の有効期間の5年を超えない日までに研修を受講する必要があります。

なお、有効期間の終期が令和2年6月27日以前の方は、平成27年度(2015年度)又は平成28年度(2016年度)に講習を受講済みのため、今回の更新で新たに研修を受講する必要はありません。申請をする際には当該修了証書(写)を添付してください。

研修の受講は、次回更新までをお願いします。